



労働相談Q & Aで解決！

## フリーランスに関する相談⑤



フリーランスに業務委託することを検討しています。フリーランスを募集するにあたり、どのようなことに気をつければよいでしょうか。

A 広告等に特定受託事業者の募集に関する情報を掲載する際には、虚偽の表示や誤解を与える表示にならないようにし、内容を正確かつ最新のものに保ちましょう。

### 解説はこちら

- 特定業務委託事業者は、広告等により特定受託事業者の募集を行うときは、その情報について、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならず（フリーランス・事業者間取引適正化等法第12条第1項）、正確かつ最新の内容に保たなければならない（同法第12条第2項）という的確表示義務が課されています。
- 的確表示義務の対象となる募集情報の提供方法は、①新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、②文書の掲出又は頒布、③書面の交付、④ファクシミリ、⑤電子メール等（電子メールのほか、SNS等のメッセージ機能等を利用した電気通信を含む）、⑥放送、有線放送等（テレビやラジオ、インターネット上のオンデマンド放送等）が該当します。
- 特定の1人の事業者を相手に業務委託を打診する場合については、通常、既に契約交渉段階にあることが想定され、契約交渉の中で取引条件の確認や変更が可能であることから、的確表示義務の対象外となります。
- 一方、1つの業務委託に関して、2人以上の複数人を相手に打診する場合については、的確表示義務の対象に含まれます。
- 広告等により特定受託事業者の募集を行うに当たって、的確表示の対象となる募集情報の事項（①業務の内容、②業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項、③報酬に関する事項、④契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）に関する事項、⑤特定受託事業者の募集を行う者に関する事項）を提供する場合に虚偽の表示の禁止等を求めるものであり、これらの事項を明示することを求めるものではありません。そのため、対象となる募集情報の事項を明示しないことによって本法違反となるものではありませんが、取引上のトラブル防止の観点から、これらの事項を可能な限り含めて提供することが望ましいとされています。

## どうすれば？

---

- 取引上のトラブル防止の観点から、フリーランスが理解しやすく、誤解しないように、委託業務の内容や取引条件を可能な限り明示しましょう。
- 募集開始後も正確かつ最新の内容に保ちましょう。
- その他詳細についてご不明な点は、公的機関の相談窓口にお問い合わせしてみましょう。

## お問い合わせ

---

- 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

取引の適正化に関する窓口 (法第3条、第4条、第5条、第6条第3項)

- ◎ 公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 フリーランス取引適正化室

電話 03 (3581) 5479

URL <https://www.jftc.go.jp/soudan/soudan/freelance.html>

- 関東経済産業局 産業部 適正取引推進課

電話 048 (600) 0325

URL [https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/shitauke/2024\\_freelancelaw.html](https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/shitauke/2024_freelancelaw.html)

就業環境の整備に関する窓口 (法第12条、第13条、第14条、第16条、第17条第3項)

- ◎ 山梨労働局 雇用環境・均等室

電話 055 (225) 2851

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/>